

【石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者向け】

志賀町なりわい再建支援補助金

事業者の自己負担分を軽減し、事業継続をさらに支援します！

受付期間

令和6年5月7日(火) ～ 県補助金公募終了まで

交付対象者

- ・ **県補助金の交付を受けた事業者**(※)で、県補助金の対象となる施設及び設備などを町内に有する者
- ・ 町外にも施設及び設備などを有する場合は、町内に有する分のみが対象

※ 今後、県補助金の交付申請を行う予定の事業者も対象

★ ただし、「志賀町事業者等災害復興支援金」の交付を受けた者または交付を受ける予定の者を除く

補助上限額

500 万円

補助率

県補助金の交付確定額に **9分の1** を乗じた額

必要書類

- ・ 県補助金額の確定通知書の写し
- ・ 県補助金の実績報告書の写し など

申請方法

- ・ 郵送または窓口申請
(申請書類は志賀町HPからダウンロードできます)
※申請は商工観光課・農林水産課で受付します

【お問合せ先】

商工観光課 ☎ 0767-32-9341
農林水産課 ☎ 0767-32-9221
(受付:9:00~17:00 土日祝を除く)



志賀町HP



県補助金HP

